

令和4年度主要施策に関する提案

令和3年11月

広島県内陸部振興対策協議会

令和4年度主要施策に関する提案

広島県内陸部振興対策協議会は、広島県北部の中山間地域に位置する4市4町をもって構成しており、昭和42年の設立以来、半世紀以上にわたり、当該地域の繁栄と発展を促進するため、調査・研究・提案など、積極的な活動を展開し、徐々にではありますが着実な成果を挙げてまいりました。

しかしながら、引き続く人口の減少や著しい少子高齢化、農林水産業をはじめとする地域産業の衰退、生活・産業基盤における都市部との整備格差など、依然として多くの課題を抱えております。

近年の集中豪雨や台風等の自然災害に加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大は、事態の終息が見通せない中、国民の安全・安心な暮らしを脅かし地域経済に深刻な影響を及ぼしています。

こうした状況下ではございますが、地域発展のため各種振興策を展開し、国民の安全・安心な暮らしを実現するとともに、この美しい国土と環境を後世に引き継ぐため、諸課題の解決のみならず、国における総合的な活性化支援策に大きな期待を寄せているところでございます。

つきましては、本地域の発展のため、別項のとおり提案いたしますので、一層のご理解をいただきますとともに、これらの事業の実施に係る予算措置につきまして、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本提案事項は、いずれも提案市町のみならず本協議会の総意として要望するものであり、その趣旨をご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

令和3年12月

広島県内陸部振興対策協議会
会長 下 森 宏 昭

広島県内陸部振興対策協議会会員名簿



顧問
県議会議員(庄原市)
小林秀矩



会長
県議会議員(三次市)
下森宏昭



副会長
庄原市長
木山耕三



副会長
神石高原町長
入江嘉則



幹事長
県議会議員(山県郡)
宮本新八



副幹事長
県議会議員(三原市・世羅郡)
桑木良典



理事
県議会議員(府中市・神石郡)
岡崎哲夫



理事
県議会議員(三原市・世羅郡)
伊藤英治



理事
県議会議員(三原市・世羅郡)
平本英司



理事
県議会議員(安芸高田市)
玉重輝吉



監事
三次市長
福岡誠志



監事
北広島町長
箕野博司

広島県内陸部振興対策協議会会員名簿



理事
府中市長
小野 申人



理事
府中市議会議員
棗田 澄子



理事
三次市議会議員
新家良和



理事
庄原市議会議員
近藤久子



理事
安芸高田市長
石丸 伸二



理事
安芸高田市議会議員
宍戸 邦夫



理事
安芸太田町長
橋本 博明



理事
安芸太田町議会議員
中本 正廣



理事
北広島町議会議員
湊 俊文



理事
世羅町長
奥田 正和



理事
世羅町議会議員
米重 典子



理事
神石高原町議会議員
橋本 輝久

目 次

(国土交通省)		
市町最優先提案資料	1
(総務省)		
1 小規模共聴組合への支援制度の創設について	9
(内閣府・総務省・デジタル庁)		
2 行政システムの統一化に係る支援体制の整備	10
(厚生労働省)		
3 医師等医療従事者の確保について	11
(厚生労働省)		
4 公立・公的医療機関等の再編統合について	12
(厚生労働省)		
5 乳幼児医療費助成制度の拡充等について	13
(厚生労働省)		
6 介護従事者の確保等に対する新たな支援制度の創設について	14
(厚生労働省)		
7 障害者の地域生活に対する新たな支援制度の創設について	15
(農林水産省)		
8 日本型直接支払交付金に係る交付単価の見直し及び事務負担の軽減について	16
(国土交通省)		
9 鉄道ネットワークの維持に向けた鉄道事業法の見直し	17
(国土交通省・財務省)		
10 ローカル線維持のためのJR各社を含む鉄道事業者を対象とした 災害復旧・防災事業への支援の拡充について	18
(国土交通省・財務省)		
11 中国縦貫自動車道の利用促進について	19
(国土交通省・財務省)		
12 高速自動車道における暫定2車線区間の4車線化について	20
(国土交通省・財務省)		
13 交通網の整備について	21
(国土交通省・財務省)		
14 河川整備の推進について	23
(国土交通省・文部科学省)		
15 国登録有形文化財の観光資源への活用と保存について	24
(防衛省)		
16 米軍機の低空飛行訓練について	25

1 小規模共聴組合への支援制度の創設について

提案の主旨

- 小規模共聴組合への支援制度の創設について

(総務省)

現状及び課題

【現状】

- 平成 23 年 7 月の地上デジタル放送完全移行に伴う新たな難視聴対策として要件を満たした共聴組合に対し、施設維持費である電柱共架料の一部を補助しています。

【課題】

- 過疎・高齢化が進む中、小規模な共聴組合では将来的な組合員数の減少等による世帯あたりの維持管理費の増大が予想され、今後の共聴施設の維持に対し不安を抱えています。

提案の内容

地上デジタル放送への移行は、国の責務のもと、放送事業者等の関係者と取り組むべき国家的プロジェクトであるにとらえております。また、自然災害発生時等における情報収集手段として、テレビが担う役割は重要なものであり、難視聴地域における共聴施設の維持管理は必要不可欠なものとなっております。共聴組合を支援する観点から次のことについて提案します。

電力会社や通信事業者への電柱共架料および支障移転等に伴う共聴施設のケーブル移設費用を支援する制度の創設をお願い申し上げます。

2 行政システムの統一化に係る支援体制の整備について

提案の主旨

- 行政システムの統一化に係る支援体制の整備について
(内閣府・総務省・デジタル庁)

現状及び課題

【現状】

- 国は、本年9月にデジタル庁を設置するなど、デジタル社会の実現に向けた取組を推進する中で、自治体の情報システム（基幹系17業務）について、クラウド活用を原則とした標準化に向け、令和7年度までに各省が策定する基準に適合した情報システムを利用する形態へ移行するよう、自治体へ求める法整備を行いました。

【課題】

- 自治体情報システムの標準化にあわせ、国の基準を満たすクラウドサービスを利用するために、現行システムの再構築やデータ移行、業務プロセスの見直しなどが求められています。

提案の内容

統一の行政システムの導入は、国民がどこでも同じサービスを受けることができる体制への第一歩と考えられ、非常に期待しています。

しかし、そこで生じる事務手順の変更や従来の機能との濃淡により、現場では一定期間の混乱が生じることが予想されます。

こうした状況を踏まえ、自治体の情報システムを標準化するための基本方針や基準を早期に示すとともに、計画的に取り組むための情報提供や自治体間の調整を図るなど、円滑な移行に向けた支援をお願い申し上げます。

また、移行に必要な経費について、十分な財政措置を講じていただくよう、お願い申し上げます。

3 医師等医療従事者の確保について

提案の主旨

- 医師等医療従事者の確保について

(厚生労働省)

現状及び課題

【現状】

- 現在の医師不足は国の政策により、医師数の抑制や新臨床研修制度によるところが大きく、国として早急に解決する必要があります。
中山間地では、医師の高齢化による閉院、休診等が相次いでおり、地域の医療が確保できないなど過疎化に拍車をかけており、無医地区の増加が懸念される状況にあります。

【課題】

- 国は、健康保険法等において誰でも、何処でも同じ医療の提供を受けることができるとして、制度の運用を行っていますが、医療を受けることのできる状況は地域間における格差が大きく、等しく医療の提供を受けるに至っていません。
市町独自の医療従事者奨学金制度等により医療従事者確保に取り組んでいますが、中山間地域の基礎自治体が独自で医師を確保することは非常に厳しい状況であり、安定的な医療サービスの提供に支障をきたしています。

提案の内容

地域の医療に必要な医師、看護師を確保するため、医師の派遣や看護師の処遇改善措置に対する補助金の創設等、地域の実情に即した実効性のある支援策を講じられるとともに、医療圏域を細分化し、その範囲で標準的な医療体制が確保できるよう、早急な整備をお願い申し上げます。

4 公立・公的医療機関等の再編統合について

提案の主旨

- 公立・公的医療機関等の再編統合について

(厚生労働省)

現状及び課題

【現状】

- 地域医療、とりわけ内陸部地域における公立・公的医療機関等の果たす役割は、極めて大きいものです。

しかし、再編統合の議論が必要であると判断された424病院名が公表されたことから、対象の病院を抱える市町はもとより、医療体制の確保が厳しい内陸部地域の医療機関や住民に、大きな戸惑いと不安が広がっています。

【課題】

- 公表の内容は、地域の命と健康を守る最後の砦である公立・公的医療機関が、機械的に再編統合されるという住民の不安を招き、地域の個別事情を無視するもので、公平な視点とは言えません。

地域医療構想に関しては、将来にわたる医療体制の確保が図られるよう、公立・公的医療機関の枠を超え、開設主体を問わず議論されるべきです。

提案の内容

以下の事項について、特段の配慮をお願い申し上げます。

- 地域の実情を無視した公立・公的医療機関等の統合再編は行わないこと。
- 地域医療構想に関する国と地方の協議の場をはじめ、あらゆる場面において、地域の個別事情を十分に踏まえ、丁寧な議論を行うこと。

5 乳幼児医療費助成制度の拡充等について

提案の主旨

- 乳幼児医療費助成制度の拡充等について

(厚生労働省)

現状及び課題

【現状】

本制度は子育て世代からの関心が高く、その期待に応えるべく、県単独事業に加え各市町が独自に助成制度を拡充し実施しています。

事業概要は、次のとおりですが、市町の助成事業は、自治体ごとに差異があります。

- 広島県福祉医療費公費負担事業（乳幼児医療費助成）
出生の日から満6歳に達する日以降最初の3月31日まで
- 市町の乳幼児医療費助成事業（神石高原町の例）
出生の日から満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者（乳幼児医療費助成制度該当者は除く）
また、各自治体が財源の確保に苦慮しつつも、県内全ての市町が独自に対象児年齢の引き上げ（拡大）を図っています。

【課題】

- 現在乳幼児医療費の助成制度は、各自治体が独自に実施しており、対象年齢などの助成内容に差異があります。
また、県単独事業のため、県外への受診時は公費制度が効かないため、すべて償還払いとなります。

提案の内容

国をあげて少子化対策の一貫としての乳幼児医療費助成制度の創設を要望します。

創設にあたっては、助成対象年齢を18歳満了時または義務教育満了時とし、所得制限等を設けないようお願いします。

また、県外での受診時においても、県の枠を超えて全国統一の制度として医療保険とセットで使用できるように、全国共通の公費番号の設定をお願い申し上げます。

6 介護従事者の確保等に対する新たな支援制度の創設について

提案の主旨

- 介護従事者の確保等に対する新たな支援制度の創設について

(厚生労働省)

現状及び課題

【現状】

- 全国的に要介護認定者が増加し、介護従事者が不足することが見込まれる中、圏域人口が少ない中山間地域では、大規模な介護事業所を多く抱える都市部に人材が集中する傾向もあって、介護従事者の確保が一層困難となっています。また、施設系・通所系サービス事業者では一定程度の採用ができてはいますが、訪問介護等の訪問系サービスでは、介護従事者の高年齢化が著しい状況です。

【課題】

- 中山間地域では、介護事業者が人材募集をしてもなかなか応募がないという状況にあります。特に、訪問系サービスでは、新規の就業者がほとんどなく、訪問系サービスの介護従事者の約7割が50歳代以上です。

今後、自宅で暮らす一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加、要介護度の重度化により、訪問系サービスへのニーズはますます高まり、介護従事者の減少や高年齢化により、中期的にサービス量が確保できなくなることが懸念され、長期的には訪問系サービスの持続が困難になることが考えられます。新規の介護人材の育成・確保が喫緊の課題となっています。

提案の内容

喫緊の課題である介護人材の確保について、財政的支援を充実していただくとともに、地域内で事業者間ネットワークを結び、介護サービスの充実に取り組む事業者について、取組へのインセンティブを与えるため、介護報酬で評価する仕組みを構築していただきますようお願い申し上げます。

7 障害者の地域生活に対する新たな支援制度の創設について

提案の主旨

- 障害者の地域生活に対する新たな支援制度の創設について

(厚生労働省)

現状及び課題

【現状】

- 障害者の重度化や高齢化、「親亡き後」を見据え、障害者が地域で安定した生活を送るためには、ニーズに応じた障害福祉サービスの確保が必要です。
しかし、中山間地域では、利用者の確保や介護人材の不足から、事業所において安定的に人材を確保することが困難な状況があり、次のような現状となっています。
- ① 国においては、介護職員と他職種との賃金格差を解消するため、処遇改善加算により介護人材の確保に取り組まれています。全国一律の制度であるため、特に中山間地域における人材確保につながるような加算となっておりません。
- ② 訪問系サービスについては、中山間地域に居住している障害者へサービスを提供した場合には、特別地域加算が算定されますが、日中活動系サービスではこのような加算が無いため、現行の日額報酬では事業所の運営が成り立ちません。
- ③ 中山間地域においては、障害者が必要とするサービスの提供を受けるために、遠方の事業所を利用せざるを得ない場合がありますが、事業所の提供している送迎サービスのエリア外である場合は送迎を受けることができず、必要なサービスを利用できません。
- ④ 通学・通勤・通所のために利用できる障害福祉サービスが無い場合、在宅で生活する障害者の社会参加の機会確保については家族による支援が必要不可欠であり、介護する家族の負担は非常に大きいものがあります。

【課題】

- ① 中山間地域における介護人材確保
- ② 中山間地域における障害福祉サービス事業所の確保
- ③ 遠方の事業所であっても、本人・家族の負担なく利用できる制度の確立
- ④ 通所の手段が確保できない障害者に対して、移動を支援するサービスの確保

提案の内容

障害者の地域生活を支えるために必要なサービスが中山間地域においても提供されるよう、次の措置を講じていただきますようお願い申し上げます。

- ① 処遇改善加算の要件に、中山間地域における人材確保につながるような要件を加えること。
- ② 中山間地域の事業所においては、定員が少人数であっても運営が可能となるような水準の報酬単価を設定するなど、事業所が参入しやすい環境を整えること。
- ③ 障害者の地域生活を支えるために必要なサービスが中山間地域においても利用できるよう、送迎加算を距離に応じて手厚くするなど、障害福祉サービス事業者の事業が成り立つように報酬体系を見直すこと。
- ④ 移動支援において、中山間地域に居住している等の一定の要件で通学・通勤・通所の利用を認めるなど、柔軟な制度運用を可能とすること。また、市独自の交通費助成に対する補助制度を設けること。

8 日本型直接支払交付金に係る交付単価の見直し及び事務負担の軽減について

提案の主旨

- 日本型直接支払交付金に係る交付単価の見直し及び事務負担の軽減について
(農林水産省)

現状及び課題

【現状】

- 日本型直接支払交付金（中山間直接支払交付金及び多面的機能支払交付金）は、中山間地域の農地及び農業施設等の維持のため、大変有意義に活用されています。
こうした中、中山間地域等直接支払交付金第5期対策においては、加算制度の拡充等の制度改正がされました。しかしながら、過疎高齢化の著しい進行により、中山間地域は耕作放棄地が拡大し、より厳しい状況が進行しています。
また、多面的機能支払交付金を活用した活動を行うためには、交付金の要件に沿った対象活動や用途であることの確認が必須であることから、数多くの証拠書類を作成する必要があります。また、活動組織に直接関係しない活動には使用できません。

【課題】

- 中山間地域等直接支払交付金は、急傾斜地の基礎単価が田の16,800円に対して畑が9,200円となっており、多面的機能支払交付金は、傾斜地の要件が無いとはいえ、田の交付単価が5,400円と著しく安価な単価となっています。
また、中山間地域等直接支払制度と比較して、事務作業量が多いことにより事務の後継者が確保できないことが要因となり、新たに活動を始める契機の阻害や、やむを得ず活動を終了する組織が今後増えていくことが想定されます。
さらに、交付金の用途が限定されていることも本制度の活動を阻害している要因となっています。

提案の内容

中山間地域の農地の維持管理には、有害鳥獣対策や急傾斜地であることから多大な経費や労力がかかる現状があるため、中山間直接支払交付金の単価を増額していただくようお願い申し上げます。

また、多面的交付金についても単価の増額、もしくは活動組織が行う事務処理の省力化のために制度を一本化するなど、抜本的な改正をお願い申し上げます。

9 鉄道ネットワークの維持に向けた鉄道事業法の見直しについて

提案の主旨

- 鉄道ネットワークの維持に向けた鉄道事業法の見直しについて

(国土交通省)

現状及び課題

【現状】

- 鉄道事業法は、鉄道等の利用者の利益を保護するとともに、鉄道事業等の健全な発達を図り、公共の福祉を増進することを目的に制定されたものですが、平成 12 年の改正により、事業の廃止について、国による許可制から事前届出制に手続きが簡素化されました。

中山間地域において鉄道は、主要な公共交通機関として、日常生活や帰省、観光などに幅広く利用されていますが、人口減少・道路網の整備などにより、利用者数が減少し、これによる運行本数を始めとする利便性が低下して、さらに利用者が減少するという負のスパイラル構造となっています。

こうした中、昨年からの新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う外出自粛等により、広域幹線を含め鉄道の利用者が大きく減少する中、JR西日本は、ローカル線の「あり方」について言及しています。

【課題】

- 鉄道は、住民の日常生活のための移動手段であると同時に、地域間交流による観光振興や地域経済の活性化に大きく寄与するものであり、鉄道路線の廃止は、住民等の移動手段の喪失のみならず、地方自治体の衰退にもつながりかねません。

新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、中山間地域においては、収支の悪化による鉄道路線の撤退が進むことが危惧されます。

提案の内容

鉄道事業者が事業の廃止手続きを進める過程において、国が、沿線の住民生活や沿線地域の観光振興・地域経済等に与える影響の調査や、鉄道ネットワークを活かした地域活性化事業の評価を行うなど、地域の実情が反映されるように、鉄道事業法の見直しをお願い申し上げます。

10 ローカル線維持のためのJR各社を含む鉄道事業者を対象とした災害復旧・防災事業への支援の拡充について

提案の主旨

- ローカル線維持のためのJR各社を含む鉄道事業者を対象とした災害復旧・防災事業への支援の拡充について

(国土交通省・財務省)

現状及び課題

【現状】

- 国は、鉄道軌道整備法に基づき、大規模の災害を受けた鉄道事業者が施行する災害復旧事業に要する費用の一部を補助しており、平成30年改正により、黒字会社の赤字路線も対象とされました。

しかし、災害の規模（復旧費用が路線の年間収入以上）や長期的な運行確保計画が必要などの要件があり、対象とならない事案があります。

また、鉄道防災事業では、黒字の鉄道事業者が施行する場合は採択となりません。

【課題】

- 近年、大雨災害による鉄道施設の被災が増えており、低収益路線であるローカル線においては、被災をきっかけとして、廃線に至ることが懸念されます。

提案の内容

鉄道は、地域住民の通学、通勤などの交通手段として重要な役割を担うだけでなく、日本全国をつなぐ公共交通ネットワークの骨格であり、地域の経済活動や地域間交流の基盤であります。

JR各社を含めたローカル線に対し、減収に関する財政支援と、災害復旧補助の要件緩和、鉄道防災事業費補助の赤字路線への対象拡大など、ローカル線維持のための支援を講じていただきますようお願い申し上げます。

11 中国縦貫自動車道の利用促進について

提案の主旨

- 中国縦貫自動車道の利用促進について

(国土交通省・財務省)

現状及び課題

【現状】

- 中国横断自動車道尾道松江線（愛称「中国やまなみ街道」）の全線開通によって、広島県内では、山陽道と中国道の東西を走る高速道路がつながり、ヒトやモノの動きが一層活発になっています。

【課題】

- 過疎地域を取り巻く状況は依然として厳しいため、観光産業や企業活動などにより、継続してヒト・モノが動く仕組みづくりが必要です。

提案の内容

中国縦貫自動車道は、中国山地沿線地域の地方創生、住民生活に欠かせない施設であり、さらには、山陽自動車道の渋滞緩和、災害時のバックアップ機能を果たすものでありますが、並行する山陽自動車道と比較して交通量に大きな差があり、有効に活用されていない状況にあります。

この中国縦貫自動車道のストック効果を上げるものとして、利用料金の割引制度の導入（吉和、戸河内、広島北、千代田、高田、三次、三次東、庄原、東城のインターチェンジを活用する車両について、通行料金のインセンティブを導入する等）を提案いたします。

中国縦貫自動車道の利用料金の低減により、九州から関西まで移動コストが削減され、中国縦貫自動車道沿い【中山間地域】への物流拠点や製造業等の企業立地の可能性や、観光施設への入込観光客の拡大に繋がることで、観光関連事業者の経済回復に寄与するものと考えます。

特に、中国自動車道沿いには、冬期の地域雇用を創出する観光産業の中心ともいえるスキー場が点在しており、入込客の増減は地域経済に大きく影響を与え、特に九州・四国方面からの誘客において高速道利用料金の軽減は大きなインセンティブとなります。

同時に、山陽自動車道から中国縦貫自動車道への交通量の転換は、山陽自動車道の渋滞緩和による安全性（事故防止）の向上と広島空港等各空港への定時制の向上、高速バスの定時性の確保に大きな効果をもたらすものと考えます。

また、中国縦貫自動車道沿い（中山間地域）の住民にとって、中国縦貫自動車道の利用は日常生活の身近にあり、中山間地域から山陽側への通勤、通学、通院等での中国縦貫自動車道利用の負担軽減が図られることにより、中山間地域の暮らしやすさがプラスされ、移住、定住施策にも資するものであります。

あわせて、沿線地域の活性化を図るために、一時下車を可能とする ETC2.0 の更なる普及活動と、インター周辺のソフト、ハード両面の活性化策に対する支援をお願い申し上げます。

12 高速自動車道における暫定2車線区間の4車線化について

提案の主旨

- 高速自動車道における暫定2車線区間の4車線化について
(国土交通省・財務省)

現状及び課題

【現状】

- 現在、浜田自動車道は、暫定2車線区間で整備されていますが、平成30年には、大雪により3日間の通行止めが発生し、並行する主要地方道も同時に通行止めとなるなど、住民生活や物流に多大な影響を及ぼしました。

【課題】

- 高速道路が本来有すべき安全性や定時制の確保とともに、大規模災害時や積雪時等においても人流・物流が確保されるよう災害に強い高速道路のネットワークの形成を図る必要があります。

しかしながら、大規模修繕工事はもちろんのこと、浜田自動車道は豪雪地帯に指定されている区間があり、チェーン規制や事故等による車両故障なども発生し、大雪時には度々通行止めとなります。特に、浜田自動車道が通行止めとなった場合には、最短迂回路として主要地方道浜田八重可部線を通行することとなりますが、広島・島根県境の狭隘区間は、積雪時には同様に通行止めや4t車までの通行規制となるなど支障を来しており、地域住民は不安を抱いています。

提案の内容

浜田自動車道は、山陰と山陽を結ぶ広域の経済活動や地域住民の生活基盤として、また災害時の緊急輸送道路としても最重要な路線です。

4車線による人流・物流の確保は、産業・経済・観光の発展に寄与することが期待されることから、高速自動車道の持つ、高速道路としての機能を存分に発現し、地域生活を安定させるため、全区間を4車線化するよう、お願い申し上げます。

13 交通網の整備について

提案の主旨

- 交通網の整備について

(国土交通省・財務省)

現状及び課題

【現状】

- 広島県内陸部地域における交通網は、社会経済活動、地域振興を図る上でも、重要な路線であるとともに、沿線住民の生活道として地域生活の安定を担っております。

【課題】

- 広島県内陸部地域の発展を図る上でも、高規格道路等の早期整備が必要であります。

提案の内容

① 高規格道路の整備促進

ア 江府三次道路

江府三次道路は、鳥取県日野郡江府町から広島県三次市に至る延長約86kmの高規格道路で、国道183号のバイパスとして機能しており、大規模災害時には第1次緊急輸送道路にも指定されている重要な路線です。当路線の重要性に鑑み、重要物流道路に指定していただくとともに、引き続き、全区間の早期完成に向け、着実な整備促進をお願い申し上げます。

イ 広島中央フライトロードの早期整備

広島中央フライトロードは、広島空港と山陽自動車道、中国横断自動車道尾道松江線を相互に連絡する重要な路線です。平成23年に広島空港ICから大和南ICまでの約10kmが供用開始されております。全区間の早期完成に向け、残る三原市大和町から世羅郡世羅町までの約14kmの調査区間についても、引き続き着実な整備促進をお願い申し上げます。

② 広島～江津間道路の整備促進

当該道路は、中国山地に隔てられた広島・島根を貫く基幹道路として、両県の人的・物的な交流促進と地域の一体的発展に寄与するものです。

本道路を構成する道路のうち広島県管理のものは、主要地方道安佐豊平芸北線、国道433号、国道186号、一般県道都川中野線、主要地方道旭戸河内線及び一般県道今福芸北線であり、総延長45kmのうち約40kmは改良済みです。

つきましては、残る未改良区間についても、早期に整備していただき、全区間の早期完成を図られますよう、格別のご配慮をお願い申し上げます。

③ 国道・主要地方道・一般県道の整備促進

広島県内陸部地域を通過する一般国道・主要地方道・一般県道は、都市及び他地域との生活圈域の相互交流と生活利便性の向上、さらには社会経済活動や地域振興の促進を図る上で極めて重要な役割を担っております。

つきましては、早期整備に格別のご配慮をお願い申し上げます。

④ 交通安全施設の整備促進

歩行者及び自転車利用者の安全を確保するとともに、高齢者、障害者等を重視した安全かつ快適な道路空間の整備を図ることが、緊急課題となっております。

つきましては、施設整備に格別のご配慮をお願い申し上げます。

○ 高規格道路

江府三次道路	鳥取県江府町～三次市
広島中央フライトロード	三原市～世羅郡世羅町
東広島高田道路	東広島市～安芸高田市

○ 広域開発道路

広島江津間道路	広島市～江津市
---------	---------

○ 一般国道

国道 432 号	府中市上下町矢野
国道 486 号	府中市父石町
国道 314 号	庄原市東城町東城～下川西（東城バイパス 2 工区）
国道 54 号	広島市安佐北区大林（可部バイパス・上根バイパス接続）
国道 191 号	安芸太田町松原
国道 433 号	北広島町戸谷（堤）、下石、川戸～惣森
国道 261 号	北広島町有田（浜田八重可部線交差点）

○ 主要地方道

西城比和線	庄原市比和町坊地
庄原東城線	庄原市東城町下川西

○ 一般県道

比婆山公園森脇線	庄原市西城町上尺田
中領家庄原線	庄原市総領町五箇
弁財天加計線	安芸太田町土居

○ 交通安全施設

国道 486 号	府中市父石町
国道 54 号	三次市布野町上布野、安芸高田市吉田町中馬、甲田町下小原、八千代町勝田
国道 183 号	庄原市西城町平子、奥名
国道 432 号	庄原市高野町新市、府中市上下矢野
新市三次線	庄原市口和町永田
国道 186 号	北広島町細見（細見～県道都川中野線分かれ）、川小田、荒神原

14 河川整備の推進について

提案の主旨

- | | |
|-----------------|-------------|
| ① 河川整備・砂防事業の推進 | (国土交通省・財務省) |
| ② 内水排除の整備促進 | (国土交通省・財務省) |
| ③ 浚渫等による河川環境の改善 | (国土交通省・財務省) |

現状及び課題

【現状】

- ① 広島県の内陸部地域を流れる河川は、中国山地系の山々から豊富な水源を得て、日本海、瀬戸内海へ注いでいます。流域内の人口は、盆地や河口部に集中するほか、河川沿いの平野部に点在し、鉄道・道路等の交通施設も沿って設置されており、流域内における主要な生活の場となっています。
- ② 近年、予測不能な集中豪雨等により、河川の水位が高くなった場合、内水が排除できず、家屋、農地等に多大な被害が生じています。特に平成30年7月豪雨においては、約500戸の浸水家屋があり、多大な被害が発生しました。
- ③ 豪雨等による土砂堆積により、河床上昇による水害が懸念されます。また、近年は水量の減少等により樹木やアシ等の草が河川を覆い、洪水時の流下能力の低下を招いているほか、有害鳥獣の生息地となるなど、環境が悪化しています。

【課題】

- ① 豪雨時には、洪水、土砂災害等により流域の家屋、農地等に多大な被害が生じ、道路・鉄道をはじめライフラインに重大な障害を及ぼす危険性があります。
- ② 河川の増水時、流域の家屋、農地等に多大な被害を及ぼす危険性があります。
- ③ 防災をはじめ、生態系の維持、飲料水等各種用水の確保など、河川の多面的機能が失われる危険性があります。

提案の内容

① 河川整備事業・砂防事業の推進

近年多発している集中豪雨等からの被害を未然に防ぐため、河川・砂防の整備推進に格別のご配慮をお願い申し上げます。

一級河川 江の川	西酒屋町船所、粟屋町米丸、三次町板崎、三原町小松原、粟屋町荒瀬、上志和地町上志和地、作木町大津、上川立町川立
通常砂防事業	市場川（庄原市高町）、大津恵川（庄原市川北町）、下領家右下谷①（庄原市総領町）、神宮寺川（庄原市口和町）

② 内水排除の整備促進・機能増強

災害防除の面から、より安全・安心で快適な生活環境整備のため、内水排除対策の整備促進について、格別のご配慮をお願い申し上げます。

一級河川 江の川	三次市畠敷町（常設ポンプ場）、秋町（常設ポンプ場）、吉田町常友（坂巻・青迫地域）、吉田町国司（古市地域）、高田町高高原（瀬戸地域）
----------	---

③ 河床浚渫による環境改善

- a. 環境省事業の「海岸漂着物等地域対策推進事業」の河川版補助金の創設をお願いします。また、河川内の樹木、アシ除去及び河川浚渫事業を実施していただきますようお願い申し上げます。

一級河川 太田川

- b. 国・県・市町等関係団体での対策協議会設置をお願い申し上げます。

15 国登録有形文化財の観光資源への活用と保存について

提案の主旨

- 国登録有形文化財の観光資源への活用と保存について

(国土交通省・文部科学省)

現状及び課題

【現状】

府中市には、明治5年創業の料亭旅館「恋しき」と、大正時代に建てられ現存する、中国地方最古の木造芝居小屋「翁座」など、近世から近代にかけて市の発展とともに隆盛してきた施設が存在し、他地域には数少ない歴史的・文化的価値の高い施設が、現在も市民共有の財産として、また、観光の中心としての役割を担っています。

両施設は、外国人を含む観光客からの評価が高く、コロナ収束後は、インバウンドの受け入れも積極的に行い、文化観光の拠点として、周辺の観光施設や市町と連携し、地域の賑わいと交流人口の拡大に努めていきたいと考えています。

【課題】

市は、歴史的・文化的価値の高い恋しき・翁座の施設を、将来に渡りシビックプライドの醸成と市民共有の財産として、保存・活用するため取得したものであり、今後は、歴史的建築物の保存条例整備、耐震や復原に係る大規模修繕等を行い、後世に残していくこととしました。

また、両施設とも老朽化による経年劣化や現行の建築基準法及び消防法への不適格の問題、文化振興や賑わいづくりのための具体的な活用策がまだ決まっておらず、多くの課題が山積しています。

提案の内容

国は、歴史的建築物の保存活用について、平成30年に自治体独自の条例整備に向けたガイドラインを示され、文化財保護の観点から建築基準法適用除外が受けられるなど、一定程度の道筋が付けられたところであり、これに向けた条例整備を検討しています。

しかしながら、保存活用には建物調査から改修まで長期間を有し、改修に係る費用も膨大に掛かることから、補助対象経費の拡充や所要額の確保等、国登録有形文化財に係るこれら経費に対する支援について、格別のご配慮をお願い申し上げます。

16 米軍機の低空飛行訓練について

提案の主旨

- 米軍機の低空飛行訓練について

(防衛省)

現状及び課題

【現状】

- 米軍機による低空飛行訓練に伴う影響を調査するため、町の設置した騒音測定装置4基に加え中国四国防衛局において設置された2基、合計6基及び自動録画装置1基において、航空機騒音調査を実施、測定結果を公表されており、情報収集体制の強化及び国による騒音実態の把握が図られました。

この測定結果によると令和2年度の騒音発生合計は926回で9月には110.0デシベルを記録した爆音が発生しています。また、平成29年10月には、戦闘攻撃機から火炎弾「フレア」の実戦的射出訓練が行われ、地域住民に恐怖と不安を与えました。

現在も会話の途絶や恐怖を訴える声があります。

【課題】

- 米軍等関係機関に対し、強い姿勢で低空飛行訓練を即時中止するよう申し入れを行う必要があります。

提案の内容

次の事項について、お願い申し上げます。

- 住民の平穏な生活を守るため、これまで以上に騒音の実態を積極的に情報収集・公開すること。
- 自動録画装置の設置及び騒音測定器の増設をすること。
- 米軍等関係機関に対し、低空飛行訓練を即時中止するよう申し入れを行い、申し入れに対する回答をすること。